

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第1章 総則～ 第3章 講習事業の開始 (略)</p> <p>第4章 講習事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第13条 事業者は、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は速やかに、又、講習を廃止しようとする場合には廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。なお、廃止届の提出にあたっては、それまでに行った講習の実績についての報告を終えていなければならない。</p> <p>2 知事は、事業者から廃止届の提出を受けた場合には、当該事業者が行った講習事業の実績報告書の確認を行った上で、これを受領する。</p> <p>3 事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。</p> <p>第5章 調査及び実地検査～ 第6章 その他 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。 ただし、第10条ただし書き及び第11条の規定については、平成25年4月1日以降に開講する講習から適用することとする。</p> <p>(経過措置) 2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成25年3月31日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第7条、第8条及び第9条第1項の規定については、平成25年6月30日までの間、改正前の要綱を適用することができる。</p> | <p>第1章 総則～ 第3章 講習事業の開始 (略)</p> <p>第4章 講習事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第13条 事業者は、連続する2事業年度にわたり講習を開講しないことが明らかになった場合は速やかに、又、講習を廃止しようとする場合には廃止する日の10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。なお、廃止届の提出にあたっては、それまでに行った講習の実績についての報告を終えていなければならない。</p> <p>2 知事は、事業者から廃止届の提出を受けた場合には、当該事業者が行った講習事業の実績報告書の確認を行った上で、これを受領する。</p> <p>3 知事は、事業者が連続する2事業年度にわたって講習を開講しなかった場合又は連続する2事業年度にわたって年間事業計画を届出なかった場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす。</p> <p>4 事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。</p> <p>第5章 調査及び実地検査～ 第6章 その他 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。 ただし、第10条ただし書き及び第11条の規定については、平成25年4月1日以降に開講する講習から適用することとする。</p> <p>(経過措置) 2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成25年3月31日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第7条、第8条及び第9条第1項の規定については、平成25年6月30日までの間、改正前の要綱を適用することができる。</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。</p> <p>(指定申請手続きの特例)</p> <p>2 改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成 27 年 3 月 31 日に指定期間が満了する事業者を除く。）が、平成 27 年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。</p> <p>なお、この場合にあって平成 27 年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の 60 日前までに、第 6 条に規定する書類を提出するものとし、第 6 条第 2 項（1）から（3）に規定する書類の提出は要しないこととする。</p> <p>(再指定の指定日)</p> <p>3 知事は、附則第 2 項により申請を行った事業者に対し、第 5 条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成 27 年 4 月 1 日以降とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は令和 5 年 6 月 29 日から施行する。</p> | <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。</p> <p>(指定申請手続きの特例)</p> <p>2 改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成 27 年 3 月 31 日に指定期間が満了する事業者を除く。）が、平成 27 年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。</p> <p>なお、この場合にあって平成 27 年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の 60 日前までに、第 6 条に規定する書類を提出するものとし、第 6 条第 2 項（1）から（3）に規定する書類の提出は要しないこととする。</p> <p>(再指定の指定日)</p> <p>3 知事は、附則第 2 項により申請を行った事業者に対し、第 5 条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成 27 年 4 月 1 日以降とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する</p> |